

○平群町介護保険運営協議会設置条例

(平成 12 年 3 月 22 日条例第 15 号)

改正 平成 18 年 3 月 17 日条例第 10 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、平群町介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、介護保険事業の運営等に関する重要事項を審議する。

2 協議会は介護保険事業に関する事項を調査審議し、又は必要な意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、介護保険の被保険者、識見を有する者、その他町長が適当と認める者の内から町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(規則への委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 17 日条例第 10 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。